

様式第1 - 3

5 木交協第 号
令和5年 月 日

国土交通大臣 様

京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市地域公共交通総合連携協議会
会長 (木津川市長) 谷口 雄一

地域間幹線系統確保維持計画認定申請書

地域間幹線系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域間幹線系統確保維持計画を添付すること。

令和6年度生活交通確保維持改善計画

【地域間幹線系統確保維持計画】

(名称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会

(代表者名) 会長 谷口 雄一

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万9千人の市で、宅地開発等により年々人口が増加している。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年3月に「木津川市地域公共交通総合連携計画」を策定、平成27年3月に、新たに「木津川市地域公共交通網形成計画」を策定、令和2年3月には「第2次木津川市地域公共交通網形成計画」を策定し、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として、木津川市コミュニティバス「きのつバス（梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線）」の運行を行っている。

しかしながら、近年では、一部地域での少子高齢化による外出機会の減少や自家用車の普及により、利用者数が毎年減少している状況である。

このような状況下において、移動手段を持たない高齢者や学生、免許返納者等の交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間交通ネットワークとして路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本協議会で策定した、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」に定める、運行継続条件の数値を確保することを基本に、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【ガイドラインに定めている運行継続条件】

利用者数が1便あたり1.25人以上とする。

【前々年度の利用者数】

197,174人（令和3年10月～令和4年9月）

(2) 事業の効果

利用者数の増加により、収支を改善し、持続的で安定的な路線の維持をすることで、住民の移動手段が確保される。

3. 全号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【第2次木津川市地域公共交通網形成計画 P47～52参照】

(1) 乗継利便性の向上

市内各地の移動や市外との移動の円滑化のため、鉄道との乗継を考慮したダイヤを検討し、必要に応じてダイヤ改正を実施する。

実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(2) 車両の利便性の向上

高齢者や障がい者が利用しやすい車両の導入や、愛着のあるデザインによるラッピング化等を検討する。

実施事業：バリアフリー車両の導入促進検討、
バス車両デザインの検討

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(3) 情報提供の充実

公共交通に係る情報提供の充実及び市民の意識喚起を図るため、ホームページやきづがわ公共交通だよりなど、多くの媒体を活用し、積極的な広報に努める。また、乗り継ぎや公共交通機関を利用したお出かけ情報等を提供する。

①実施事業：きづがわ公共交通だよりの発行

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

②実施事業：時刻表の作成、バス停留所デザインの検討、

交通結節点における情報提供の実施、
ホームページによる情報提供の充実

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(4) 利用機会の提供

日々の生活の中で公共交通を利用できるよう、利用経験が少ない児童や生徒に対し、バスの乗車体験学習の場を提供するとともに、乗継ぎ運賃の負担軽減を目的とした1日フリー乗車券の作成・販売を継続する。

実施事業：乗り物体験学習、スタンプラリーの充実、
おでかけマップの作成

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

実施事業：1日フリー乗車券の発行
事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

実施事業：コミュニティバス1日無料dayの実施
事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(5) 市民意識の変革

市民が公共交通の必要性やあり方を考えていくことができるよう、ワークショップや座談会を通して働きかけを行う。

実施事業：地域ワークショップ、座談会の開催、乗り方教室
事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

実施事業：バス停留所ネーミングライツ等の実施
事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、市内事業所

(6) 魅力の発信

公共交通を活用した周遊を促進するため、市外からの来訪者等に対して公共交通利用を促す情報提供を行う。

実施事業：観光施設へのアクセスサイン充実、
急行バスと連携したPR

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

(1) バス路線再編の検討・実施

①取組内容

協議会での利用者代表の意見や市民アンケート結果を参考に、鉄道及び路線バスとの接続を考慮したダイヤ編成を行うことで、乗り継ぎ利便性を向上し、利用者を増加させ、路線収益の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会、奈良交通株式会社

③実施に向けたスケジュール

令和5年10月～令和6年3月 ダイヤ改正の検討・実施

(2) 観光利用促進の検討・実施

①取組内容

市観光部署や観光協会と連携し、市内で行われるイベントにおけるバス利用のPR、バスを利用した観光ルートの作成や観光情報の発信強化、臨時便の検討を行い、路線収益の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会、観光事業者

③実施に向けたスケジュール

令和5年10月～令和6年9月 取組内容の検討、実施

(3) 高齢者に対する利用促進

①取組内容

木津川市で実施している運転免許証自主返納事業について広く周知し、バス利用の呼びかけを行うことで、利用者を増加させ、路線収益の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会、木津川市

③実施に向けたスケジュール

令和5年10月～令和6年9月 取組内容の検討、実施

(4) 1日フリー乗車券の販売

①取組内容

コミュニティバスが1日乗り放題となる、フリー乗車券を作成し、公共交通日より等で広く周知し、市内の公共施設、協力店舗等で販売することにより、バス利用者の利便性向上、観光利用の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会

③実施に向けたスケジュール

令和5年10月～令和6年9月 取組内容の検討、実施

◎定量的な効果目標

上記の(1)～(4)の取組みを実施することにより、令和6年度の全系統(梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線)実績収支率を、令和4年度比1%以上の改善を目標とする。

参考：令和4年度収支率 31.0%

(6)系統の見直しの検討について

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」を策定し、運行における継続条件(1便あたり1.25人)を定めており、運行系統については、路線バス会社と調整・協議を行い、交通空白地の解消及び交通弱者へ配慮した最適なルートを運行している。

上記の理由から、予約型乗合タクシー等の代替輸送手段への見直しは、継続条件を満たしていない場合に行うこととし、引き続き現行の形態のまま幹線系統として運行する。

11. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表7のとおり

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回） ・平成 21 年 3 月 11 日（第 6 回） ・平成 27 年 3 月 12 日（第 29 回） ・令和 2 年 3 月 24 日（第 50 回） ・令和 5 年 6 月 29 日（第 63 回） 	<p>協議会設立、事業内容について協議</p> <p>木津川市地域公共交通総合連携計画について承認</p> <p>木津川市地域公共交通網形成計画について承認</p> <p>第 2 次木津川市地域公共交通網形成計画について承認</p> <p>令和 6 年度地域幹線系統確保維持計画について承認</p>
18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、加茂民生児童委員協議会会長及び木津川市老人クラブ連合会会長から参画いただいております、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。</p>	
19. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	<p>京都府山城広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課</p> <p>京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長</p> <p>京都府木津警察署交通課長</p>
関係市区町村	<p>木津川市長</p> <p>木津川市副市長</p> <p>木津川市建設部長</p>
交通事業者 交通施設管理者 等	<p>西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課課長</p> <p>近畿日本鉄道株式会社新田辺駅長</p> <p>奈良交通株式会社乗合事業部統括部長</p> <p>株式会社ウイング取締役</p> <p>一般社団法人京都府タクシー協会専務理事</p> <p>城南タクシー株式会社代表取締役</p> <p>加茂タクシー株式会社営業次長</p> <p>東洋タクシー株式会社代表取締役</p> <p>奈良交通労働組合執行委員長</p>
国土交通省	<p>近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官</p> <p>近畿地方整備局京都国道事務所計画課長</p>
その他協議会が必要と認める者	<p>京都大学大学院工学研究科准教授</p> <p>龍谷大学文学部歴史学科日本史専攻教授</p> <p>木津川市観光協会理事</p> <p>加茂民生児童委員協議会会長</p> <p>木津川市老人クラブ連合会会長</p> <p>利用者委員</p> <p>公募委員</p>

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

6年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(1) 梅谷高の原	5,946.0	
		(2) 鹿背山高の原	2,395.0	
		(3) 木津川台高の原	5,708.0	
合 計			14,049	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

6年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	7,109,161 千円	営業外収益	188,920 千円	経常収益(イ)	7,298,081 千円
	営業費用	8,823,504 千円	営業外費用	43,643 千円	経常費用(ロ)	8,867,147 千円
営業損益	△ 1,714,343 千円	営業外損益	145,277 千円	経常損益	△ 1,569,066 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	82.30 %
	16,738,004.0					

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	6,444,406 千円	営業外収益	398,810 千円	経常収益(イ)	6,843,216 千円
	営業費用	8,537,208 千円	営業外費用	51,885 千円	経常費用(ロ)	8,589,093 千円
営業損益	△ 2,092,802 千円	営業外損益	346,925 千円	経常損益	△ 1,745,877 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	79.67 %
	17,497,384.8					

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	6,930,149 千円	営業外収益	230,757 千円	経常収益(イ)	7,160,906 千円
	営業費用	9,671,954 千円	営業外費用	71,636 千円	経常費用(ロ)	9,743,590 千円
営業損益	△ 2,741,805 千円	営業外損益	159,121 千円	経常損益	△ 2,582,684 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	73.49 %
	18,599,564.6					

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	523円.86銭	490円.87銭	529円.76銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない 額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	514円.83銭	552円.61銭	514円.83銭	436円.01銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 (①=カッ コ内 ② ①×②= ③	計画 平均 乗車 密度 ④	計画輸送 量 ⑤	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施 する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と 地域公共交通 再編事業を 実施する 区域におけ るキロ程との 比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル		他路線との競 合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分及び他路線と の競合部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷チ=ワ	
				起点	主な 経由地	終点					往	復				往	復			往
京阪神	第1号		梅谷高原	高の原駅	山田川駅・ 木津駅	梅谷	366	3,410.0 (9.3)	回	3.2	29.7	人	往 14.3 km 復 14.3 km	(平均) 14.3 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	0	97.902
	第2号		鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・ 木津駅	鹿背山	366	3,410.0 (9.3)	回	2.1	19.5	人	往 9.7 km 復 9.7 km	(平均) 9.7 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	0	96.907
	第3号		木津川台高の原	高の原駅	木津駅・ 山田川駅	木津川台住宅	366	3,410.0 (9.3)	回	3.3	30.6	人	往 11.6 km 復 11.4 km	(平均) 11.5 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	0	97.391
合計			3系統										往 35.6 km 復 35.4 km	(平均) 35.5 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km		

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ワ	計画実車走行 キロ ウ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ウ以下の額:カ (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ウ以上の額: ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行キロ マ''	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ÷マ=f					
京阪神	第1号		%	97,526.0 km	50,209,310 円	190円.82銭	17,821,838 円	97,411.6 km	182円.95銭	19,189,121 円	97,411.6 km	196円.99銭	18,754,860 円	97,411.6 km	192円.53銭	18,609,912 円	31,599,398 円	22,594,189 円	22,594,189 円
	第2号		%	66,154.0 km	34,058,063 円	173円.69銭	12,372,441 円	66,076.4 km	187円.24銭	13,405,483 円	66,076.4 km	202円.87銭	8,653,734 円	66,076.4 km	130円.96銭	11,490,289 円	22,567,774 円	15,326,128 円	15,326,128 円
	第3号		%	78,430.0 km	40,378,116 円	211円.04銭	15,886,522 円	78,338.0 km	202円.79銭	16,731,403 円	78,338.0 km	213円.57銭	16,980,584 円	78,338.0 km	216円.76銭	16,551,868 円	23,826,248 円	18,170,152 円	18,170,152 円
合計				242,110.0 km	124,645,489 円	575円.55銭	46,080,801 円	241,826.0 km		49,326,007 円	241,826.0 km		44,389,178 円	241,826.0 km		46,652,069 円	77,993,420 円	56,090,469 円	56,090,469 円

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県外乗 入部分及び他路線と の競合部分以外に係 るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に 係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線 ツ×ミなし運行回数/① 計画運行回数=ネ	補助対象 経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	第1号		22,120,162 円	円	11,892,560 円	11,892 千円	5,946.0 千円	31,599,398 円	25,653,398 円	円	%	16,654,088 円	64.9 %	円	%	8,999,310 円	35.1 %	
	第2号		14,852,090 円	円	4,790,996 円	4,790 千円	2,395.0 千円	22,567,774 円	20,172,774 円	円	%	20,172,774 円	100.0 %	円	%	0 円	0.0 %	
	第3号		17,696,092 円	円	11,416,833 円	11,416 千円	5,708.0 千円	23,826,248 円	18,118,248 円	円	%	13,285,132 円	73.3 %	円	%	4,833,116 円	26.7 %	
合計			54,668,344 円	円	28,100,389 円	28,098 千円	14,049 千円	77,993,420 円	63,944,420 円	0 円	0.0 %	50,111,994 円	78.4 %	0 円	0.0 %	13,832,426 円	21.6 %	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自頁第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国工交通大臣に報告し、その承認を求めらる。
 - 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和4年度)

実態調査日:下記のとおり

運 行 系 統					年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経 常 費 用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 による回数 券購入等 の有無	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考		
申 請 番 号	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キ ロ 程 (km)	運 行 回 数 (A) (回)	輸 送 人 員 (人)	1 人 平 均 乗 車 キ ロ (km)	輸 送 人 キ ロ (人 キ ロ)	運 送 収 入 (B) (円)	実 車 走 行 キ ロ (C) (km)	運 送 雑 収 (D) (円)	営 業 外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1 系 統 当 り 経 常 費 用 (円)	$\frac{\text{運賃改定前の平均賃率} \times \text{適用日数} + \text{運賃改定後の平均賃率} \times \text{適用日数}}{\text{総適用日数}}$ 平均賃率 (F) (円)				$\frac{\text{平均乗車密度 (B)}}{\text{総適用日数 (C)} \times \text{平均賃率 (F)}}$ 平均乗車密度 (G)	(A) × (G)
木津川市第1号	梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	梅谷	14.3	9.3	80,774	4.6	315,018.6	16,639,081	97,411.6	1,016,977	1,098,802	18,754,860	51,604,769	$\frac{(48.74 \text{円} \times (1-10/110) \times 365 \text{日})}{365 \text{日}}$	44.30	3.8	35.3	有・無	調査日:令和3年10月1日～令和4年9月30日
木津川市第2号	鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	鹿背山	9.7	9.3	41,286	3.4	140,372.4	7,218,556	66,076.4	689,837	745,341	8,653,734	35,004,633	$\frac{(55.84 \text{円} \times (1-10/110) \times 365 \text{日})}{365 \text{日}}$	50.76	2.1	19.5	有・無	調査日:令和3年10月1日～令和4年9月30日
木津川市第3号	木津川台高の原	高の原駅	木津駅・山田川駅	木津川台住宅	11.6	9.3	75,231	4.0	263,308.5	15,279,084	78,338.0	817,848	883,652	16,980,584	41,500,338	$\frac{(54.80 \text{円} \times (1-10/110) \times 365 \text{日})}{365 \text{日}}$	49.81	3.9	36.2	有・無	調査日:令和3年10月1日～令和4年9月30日
合 計							197,291		718,700	39,136,721	241,826.0	2,524,662.0	2,727,795.0	44,389,178	128,109,740					有・無	

[記載要領]

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

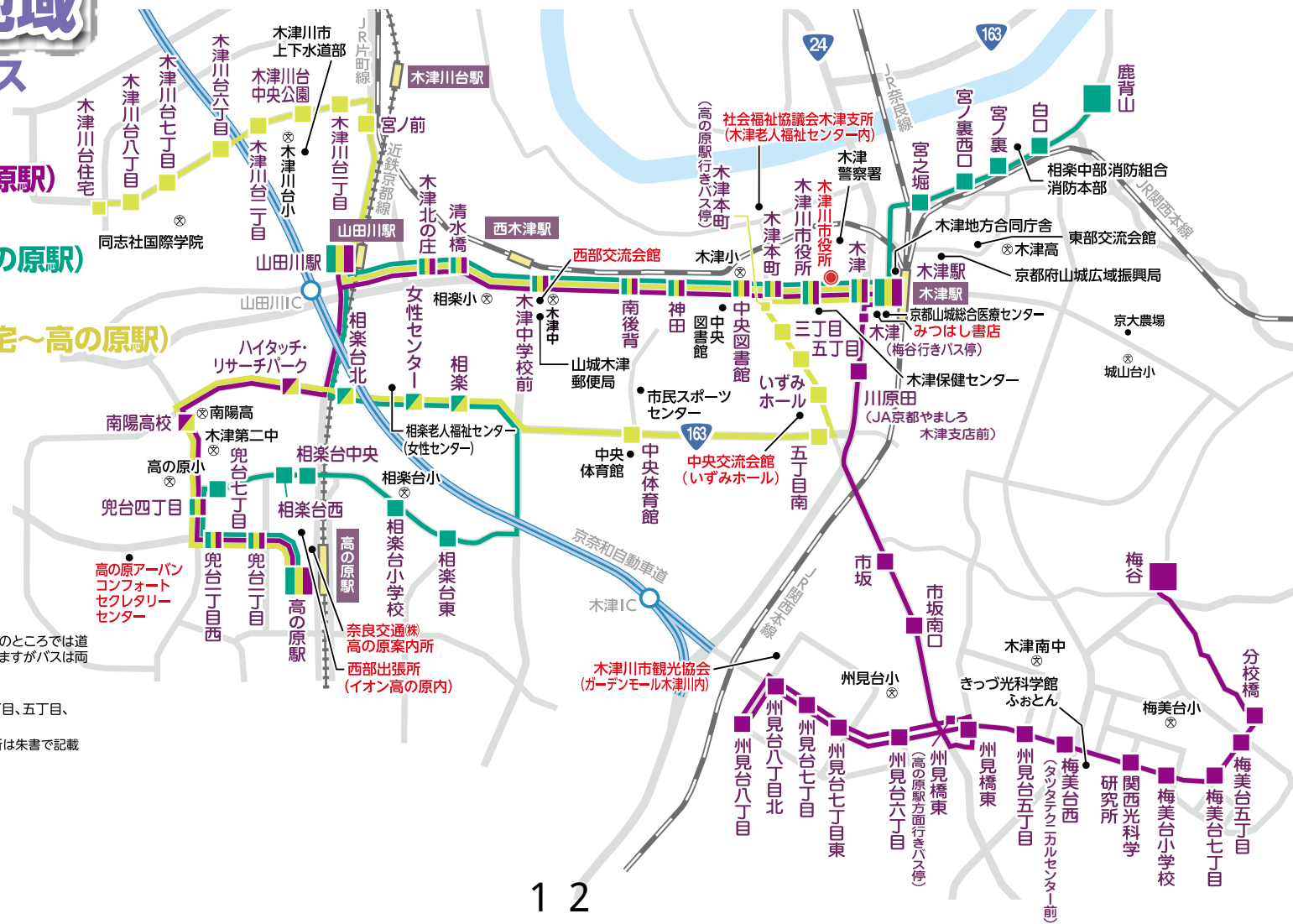
木津地域

きのつバス

木-1
(梅谷~高の原駅)

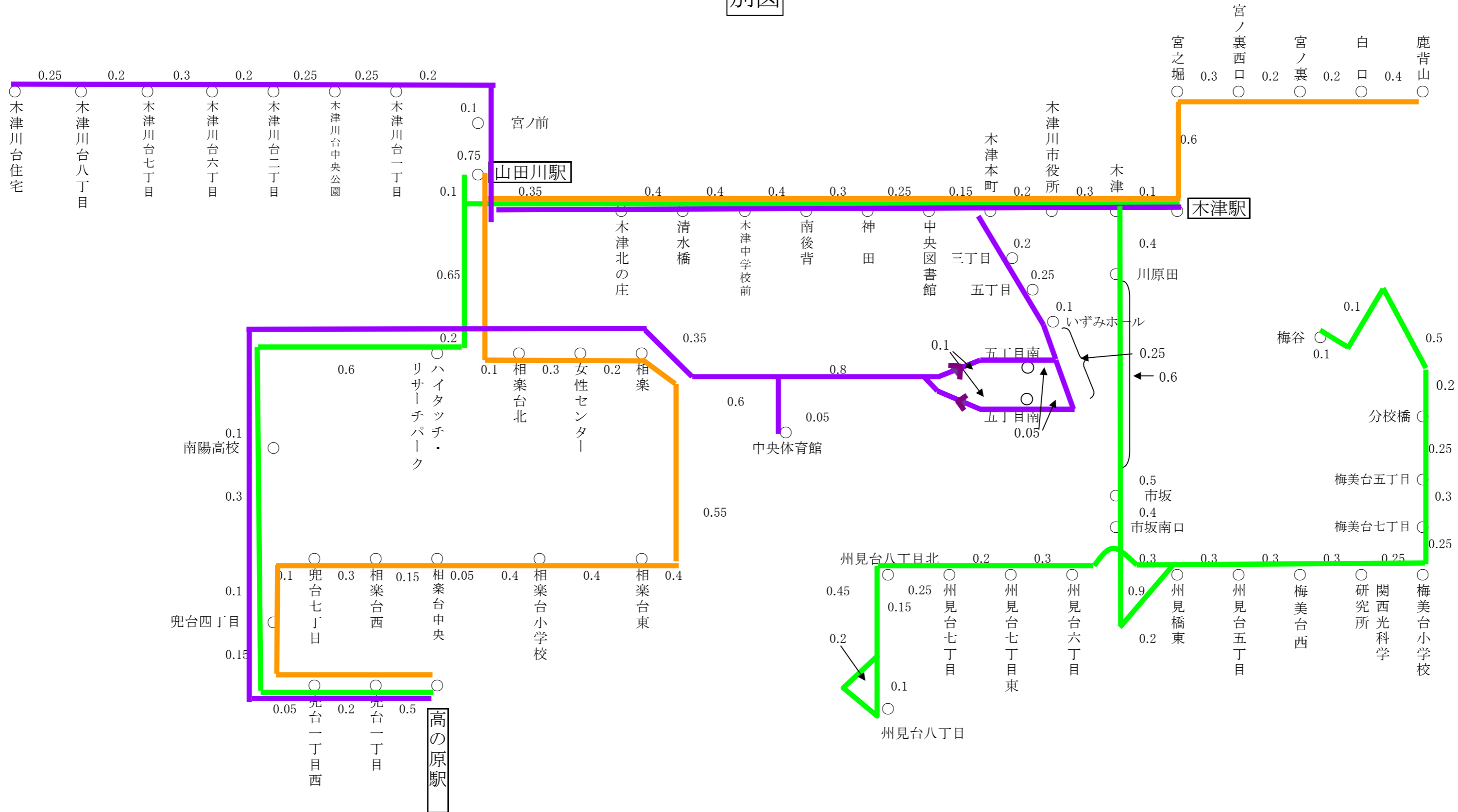
木-2
(鹿背山~高の原駅)

木-3
(木津川台住宅~高の原駅)



※バス停留所の標柱は、次のところでは道路の片側のみ設置していますがバスは両側に停車します。
 【対象バス停留所】
 宮ノ裏、宮ノ裏西口、三丁目、五丁目、いずみホール
 ※1日フリー乗車券の販売所は朱書で記載しています。

別図



凡 例	
○	既設停留所
運 行 系 統	
—	梅谷～州見台八丁目～木津駅～山田川駅～高の原駅
—	鹿背山～木津駅～山田川駅～相楽台小学校～高の原駅
—	(往路) 木津川台八丁目→山田川駅→木津駅→いずみホール→中央体育館→高の原駅 (復路) 高の原駅→中央体育館→いずみホール→木津駅→山田川駅→木津川台住宅
数字は区間キロ程 (km)	

木津地域

きのつバス 木-3 (木津川台住宅～高の原駅)



※1日フリー乗車券の販売所は朱書で記載しています。

木-3 きのつバス 木津川台住宅行き 平日10便 土日祝8便 (高の原駅→木津駅→山田川駅→木津川台住宅)

高の原駅	●	8:02	9:02	毎時:02分	16:02	17:02
兜台一丁目		8:04	9:04	毎時:04分	16:04	17:04
兜台一丁目西		8:04	9:04	毎時:04分	16:04	17:04
兜台四丁目		8:05	9:05	毎時:05分	16:05	17:05
南陽高校		8:06	9:06	毎時:06分	16:06	17:06
ハイタッチリサーチパーク		8:08	9:08	毎時:08分	16:08	17:08
相楽台北		8:09	9:09	毎時:09分	16:09	17:09
女性センター		8:10	9:10	毎時:10分	16:10	17:10
相楽		8:10	9:10	毎時:10分	16:10	17:10
中央体育館		8:13	9:13	毎時:13分	16:13	17:13
五丁目南		8:16	9:16	毎時:16分	16:16	17:16
いずみホール		8:17	9:17	毎時:17分	16:17	17:17
五丁目		8:18	9:18	毎時:18分	16:18	17:18
三丁目		8:19	9:19	毎時:19分	16:19	17:19
木津本町		8:20	9:20	毎時:20分	16:20	17:20
木津川市役所		8:21	9:21	毎時:21分	16:21	17:21
木津		8:22	9:22	毎時:22分	16:22	17:22
木津駅着	●	8:23	9:23	毎時:23分	16:23	17:23
木津駅発	●	8:28	9:28	毎時:28分	16:28	17:28
木津		8:29	9:29	毎時:29分	16:29	17:29
木津川市役所		8:30	9:30	毎時:30分	16:30	17:30
木津本町		8:31	9:31	毎時:31分	16:31	17:31
中央図書館		8:31	9:31	毎時:31分	16:31	17:31
神田		8:32	9:32	毎時:32分	16:32	17:32
南後背		8:33	9:33	毎時:33分	16:33	17:33
木津中学校前		8:34	9:34	毎時:34分	16:34	17:34
清水橋		8:35	9:35	毎時:35分	16:35	17:35
木津北の庄		8:36	9:36	毎時:36分	16:36	17:36
山田川駅着	●	8:39	9:39	毎時:39分	16:39	17:39
山田川駅発	●	8:43	9:43	毎時:43分	16:43	17:43
宮ノ前		8:45	9:45	毎時:45分	16:45	17:45
木津川台一丁目		8:46	9:46	毎時:46分	16:46	17:46
木津川中央公園		8:46	9:46	毎時:46分	16:46	17:46
木津川台二丁目		8:47	9:47	毎時:47分	16:47	17:47
木津川台六丁目		8:47	9:47	毎時:47分	16:47	17:47
木津川台七丁目		8:48	9:48	毎時:48分	16:48	17:48
木津川台八丁目		8:49	9:49	毎時:49分	16:49	17:49
木津川台住宅		8:52	9:52	毎時:52分	16:52	17:52

木-3 きのつバス 高の原駅行き 平日10便 土日祝8便 (木津川台八丁目→山田川駅→木津駅→高の原駅)

木津川台八丁目		7:58	9:14	10:14	毎時:14分	17:14
木津川台七丁目		7:59	9:15	10:15	毎時:15分	17:15
木津川台六丁目		8:00	9:16	10:16	毎時:16分	17:16
木津川台二丁目		8:01	9:17	10:17	毎時:17分	17:17
木津川中央公園		8:01	9:17	10:17	毎時:17分	17:17
木津川台一丁目		8:02	9:18	10:18	毎時:18分	17:18
宮ノ前		8:03	9:19	10:19	毎時:19分	17:19
山田川駅着	●	8:06	9:22	10:22	毎時:22分	17:22
山田川駅発	●	8:08	9:24	10:24	毎時:24分	17:24
木津北の庄		8:10	9:26	10:26	毎時:26分	17:26
清水橋		8:11	9:27	10:27	毎時:27分	17:27
木津中学校前		8:12	9:28	10:28	毎時:28分	17:28
南後背		8:13	9:29	10:29	毎時:29分	17:29
神田		8:14	9:30	10:30	毎時:30分	17:30
中央図書館		8:15	9:31	10:31	毎時:31分	17:31
木津本町		8:15	9:31	10:31	毎時:31分	17:31
木津川市役所		8:16	9:32	10:32	毎時:32分	17:32
木津		8:17	9:33	10:33	毎時:33分	17:33
木津駅着	●	8:19	9:35	10:35	毎時:35分	17:35
木津駅発	●	8:23	9:39	10:39	毎時:39分	17:39
木津		8:24	9:40	10:40	毎時:40分	17:40
木津川市役所		8:25	9:41	10:41	毎時:41分	17:41
木津本町		8:26	9:42	10:42	毎時:42分	17:42
三丁目		8:27	9:43	10:43	毎時:43分	17:43
五丁目		8:28	9:44	10:44	毎時:44分	17:44
いずみホール		8:29	9:45	10:45	毎時:45分	17:45
五丁目南		8:30	9:46	10:46	毎時:46分	17:46
中央体育館		8:33	9:49	10:49	毎時:49分	17:49
相楽		8:36	9:52	10:52	毎時:52分	17:52
女性センター		8:36	9:52	10:52	毎時:52分	17:52
相楽台北		8:37	9:53	10:53	毎時:53分	17:53
ハイタッチリサーチパーク		8:38	9:54	10:54	毎時:54分	17:54
南陽高校		8:40	9:56	10:56	毎時:56分	17:56
兜台四丁目		8:41	9:57	10:57	毎時:57分	17:57
兜台一丁目西		8:42	9:58	10:58	毎時:58分	17:58
兜台一丁目		8:43	9:59	10:59	毎時:59分	17:59
高の原駅	●	8:45	10:01	11:01	毎時:01分	18:01

● JR線と連絡 ● 近鉄線と連絡 ■ 平日運行 ■ 土日祝運行